

千葉県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条の規定により告示します。

令和4年6月29日

千葉市長 神谷俊一

指定自立支援医療機関（精神通院医療）

【医療機関】

名称	所在地	指定期間
稲毛神経内科・メモリークリニック	千葉市稲毛区小仲台6丁目23番9号	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
コイケ薬局高浜店	千葉市美浜区高浜5-9-11	令和4年7月1日から 令和10年6月30日まで